

議案第 1 1 5 号

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 3 0 年 9 月 3 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年川崎市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「（駐車場利用料を除く。）」を削る。

別表の 1 使用料又は利用料金の表駐車場利用料の項中「川崎病院及び」を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

川崎病院の駐車場の民営化に伴い、当該駐車場の使用料を廃止するため、この条例を制定するものである。